

(手続き)

1 外国人市民のための制度（在留に関する手続きなど）

在留管理制度

日本に中長期（3か月を超えて）在留する外国人の人には、在留カードが渡されます。

在留カードの交付

- 「在留カード」は、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるもので、氏名、生年月日、居住地、国籍・地域のほか、在留資格、在留期間などが記載され、顔写真が貼られています。



在留に関する手続き【地方入国管理官署での手続き】

- 氏名、国籍・地域等を変更したとき
結婚して姓や国籍・地域が変わった場合など、氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときには、変更した日から14日以内に、パスポート、写真、在留カード及び変更した事実が分かる資料を持って届け出てください。
- 在留カードをなくしたり、とても汚れたりとき
在留カードをなくしたり、とても汚れたりしたときは、出入国在留管理局へ再交付を申請してください。
※ パスポートをなくしたときは警察で「遺失届出証明書」（遺失届）をもらってください。その後、自分の国の大使館や領事館へ行って、もう一度パスポートを作ってもらいます（再発行）。そのとき、遺失届の番号が必要です。
- 在留資格に基づく活動を変更、又は在留期間が満了するとき
在留資格変更申請や在留期間更新許可申請をしてください。それらの申請の際には、パスポート、写真、在留カード及び所定の資料を持って申請をしてください。

ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんにきょく
広島出入国在留管理局

ひろしまけんひろしましなかくかみはちちようぼり
広島県広島市中区上八丁堀2-31 Tel. 082-221-4412

※ 住居地に関する手続きは、市区町村で行います。

特別永住者制度

特別永住者の人は、在留管理制度とは別の制度になります。

特別永住者証明書の交付

特別永住者の人には特別永住者証明書が交付されます。

- 外国人登録証明書をお持ちの人は、次の日までに「特別永住者証明書」に切り替える手続きを行ってください。
 - ・外国人登録証明書の次回確認申請期間の開始日が2015年7月9日以降の人 → 開始の日まで
 - ・16歳未満の人 → 16歳の誕生日まで

- 「特別永住者証明書」には、氏名、生年月日、居住地、国籍・地域のほか、有効期間満了日など記載され、顔写真が貼られています。

特別永住者に関する手続き【住居地の市区町村での手続き】

- 氏名、国籍・地域等を変更したとき
結婚して姓や国籍・地域が変わった場合など、氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときには、変更した日から14日以内に、パスポート（お持ちの人のみ）、写真、特別永住者証明書及び変更した事実が分かる資料を持って届け出てください。
- 特別永住者証明書の有効期間が満了するとき
特別永住者証明書の有効期間が経過する前に、パスポート（お持ちの人のみ）、写真及び特別永住者証明書を持参して特別永住者証明書の有効期間の更新申請をしてください。
- 特別永住者証明書をなくしたり、とても汚れたりしたとき
特別永住者証明書をなくしたり、とても汚れたりしたときは、区役所へ再交付を申請してください。
※ 住居地に関する手続きは、市区町村で行います。

みなし再入国許可の制度

有効なパスポートと在留カードを所持する外国人が、出国する際、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合、有効なパスポートと特別永住者証明書を所持する特別永住者が、出国する際、出国後2年以内に再入国する予定で出国しようとする場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

問い合わせ先

在留管理制度及び特別永住者制度については、外国人在留総合インフォメーションセンターにお問い合わせください。

- ※ 外国人在留総合インフォメーションセンター 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15
 休み：土曜日・日曜日、祝日、12月29日～1月3日
 連絡先：TEL 0570-013904（IPTel・PHS・海外からは03-5796-7112）

2 区役所への届出〔住民登録・戸籍関係（引越、結婚、出産、死亡など）〕

住居地に関する手続き

新たに来日した人が住居地の届出をするとき（中長期在留者）

- 入国の際、在留カードが交付された人
住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持って、住居地の区役所市民課又は出張所の窓口でその住居地を届け出てください。
- 入国の際、パスポートに「在留カード後日交付」と記載された人
住居地を定めてから14日以内に、パスポートを持って、住居地の区役所市民課又は出張所の窓口でその住居地を届け出てください。

引越しをするとき

- 広島市から他の市区町村へ引越しするとき
それまで住んでいたところの区役所市民課又は出張所に転出届を出して転出証明書をもら

った後、住所を変えた日から14日以内に、転入先の市区町村の窓口にて在留カード又は特別永住者証明書（世帯全員分が必要です。）と転出証明書を持って転入届をします。

● 広島市内で引越するとき

住所を変えた日から14日以内に、住居地の区役所市民課又は出張所の窓口にて在留カード又は特別永住者証明書（世帯全員分が必要です。）を持って転居届を出します。（広島市内の区間で住所変更をした場合は、それまで住んでいたところ又は転入先のどちらか一方の窓口で区間転居届を出すことで済みます。）

※ 注意事項

転入届、転居届及び区間転居届の際、在留カード又は特別永住者証明書を持って行かないと新住所の記載が出来ないため、窓口にて再度来ていただくこととなりますので、ご注意ください。

住民票の作成

- 中長期在留者や特別永住者の方で、住所を有する外国人については住民票を作成します（観光などの短期滞在者などは除く。）。住民票は日本人住民と外国人住民が世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されます。これにより、外国人住民に対しても住民票の写しが発行可能になります。

住民票の写しが必要な人は、区役所市民課又は出張所に申請してください。（なお、住民票の写しは広島市内いずれの区役所市民課又は出張所でも申請できます。）

- マイナンバーの通知カード

マイナンバーは、住民票を有する全ての人、一人ひとりを持つ12桁の番号です。

住民票が作成されると、マイナンバーの記載された通知カードが世帯主あてに簡易書留で届きます。

税や医療、福祉、雇用保険などの行政手続きに使用しますので、大切に保管してください。

マイナンバーカードの作成

マイナンバーカードは、氏名（通称）・生年月日・性別・住所・マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製のカードで、広島市に住居票がある人で希望される人に、住んでいる区の区役所市民課又は出張所で交付します。初回交付手数料は無料です。

交付申請については、詳しくは住んでいる区の区役所市民課又は出張所にお問い合わせください。

電子証明書の作成

広島市に住居票がある人でマイナンバーカードをお持ちの希望される人に、住んでいる区の区役所市民課又は出張所において、電子証明書の受付・発行を行っています。初回交付手数料は無料です。

交付を受けることで、e-Taxなどの行政手続きのインターネット申請ができたり、コンビニで住民票の写しなどを取得できたりします。

日本国内に住んでいる外国人は、日本の戸籍法の規定に基づいて、出生、死亡の際には届出する義務があり、婚姻、離婚の際には届出することができる場合があります。(なお、婚姻届、離婚届については、国籍により手続き内容が異なる場合がありますので、詳しいことは住んでいる区の区役所市民課にお問い合わせください。)

このような場合には、出入国在留管理局の手続きも必要となります。

また、上記の届出のほか本国への手続きが必要な場合がありますので、届出をされる前には、事前に日本にある本国の関係機関にお問い合わせください。

<子どもが生まれたとき>

- 出生届（出生した日を含めて2週間以内に住んでいる区、又は出生したところの区の市民課（出張所がある場合は出張所））
- 在留資格取得手続（中長期在留者の人、広島出入国在留管理局）
- 特別永住許可申請（特別永住者の人、住んでいる区の市民課（出張所がある場合は出張所））
- 出生連絡票の提出（住んでいる区の厚生部保健福祉課（東区は地域支えあい課））
- 児童手当の請求手続（住んでいる区の厚生部保健福祉課（東区は福祉課）又は出張所（似島を除く））
- 子ども医療費補助の申請手続（住んでいる区の厚生部保健福祉課（東区は福祉課）又は出張所）
- 国民健康保険の加入手続（住んでいる区の保険年金課又は出張所。加入者のみ）

<亡くなったとき>

- 死亡届（死亡の事実を知った日から7日以内に住んでいる区、又は死亡したところの区の市民課（出張所がある場合は出張所））
- 国民健康保険の死亡届（住んでいる区の保険年金課又は出張所。加入者のみ）
- 介護保険の手続き（住んでいる区の健康長寿課（東区は福祉課）又は出張所。加入者のみ）

<結婚したとき>

- 婚姻届（住んでいる区の市民課）
- 国民健康保険の変更手続（住んでいる区の保険年金課又は出張所。加入者のみ）
- 介護保険の手続き（住んでいる区の健康長寿課（東区は福祉課）又は出張所。加入者の氏名、居住地が変更になる場合）

<離婚したとき>

- 離婚届（住んでいる区の市民課）
- 国民健康保険の変更手続（住んでいる区の保険年金課又は出張所。加入者のみ）
- 介護保険の手続き（住んでいる区の健康長寿課（東区は福祉課）又は出張所。介護保険加入者の氏名、住むところが変わるとき）

印鑑登録

日本ではサインと同じような意味で、自分の姓や名を彫った印鑑による押印が使われます。公に登録してある印鑑を「実印」といい、実印の押印とその登録証明書をあわせることによって、その所有者の行為が法的に確認されます。

印鑑の登録は、登録する印鑑と在留カード又は特別永住者証明書を持って、住んでいる区の区役所市民課又は出張所で手続きをしてください。

なお、印鑑によっては登録できない場合もありますので、詳しいことは区役所市民課又は出張所におとあ合わせください。